

議案第 9 1 号

幸手市部設置条例の一部を改正する条例

幸手市部設置条例（平成 3 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「建設経済部」を「まちづくり推進部」に改める。

第 2 条の表総合政策部の項に次の 2 号を加える。

(6) 財産の管理に関すること。

(7) 商工業及び観光に関すること。

第 2 条の表総務部の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表建設経済部の項中「建設経済部」を「まちづくり推進部」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

令和 7 年度に向けた組織改編に伴い、市長の権限に属する事務を分掌させるための部及び分掌事務の改正をしたいので、この案を提出するものである。